「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」に係る自己点検・評価書

I 基準に係る本学の特徴及び目的

1 特徴

本学は「開かれた大学」として、(1) 入学生に対する入学前指導及び卒業・修了生に対する研究面でのフォ ローアップ,(2)在学生に対する大学教育,(3)研究活動,(4)教育・研究の成果の発表,(5)大学が行う社 会教育,(6)大学施設の開放などを通して,社会的貢献活動を行っている。また,「地域に開かれた大学」と して、新潟県及び近隣地域の活性化とイメージアップ及び教育・文化レベルの向上に直接的・間接的に貢献し ようと取り組んできた。このような取組は、豊富な教育・研究機能を持つ教員養成大学(新教育大学)として、 本学が果たすべき当然の社会的使命である。一方, 充実した教授陣と施設を備えた教員養成大学(新教育大学) として、本学は様々な教育サービスを通じて、広く全国及び地域の学校教育の活性化と現職教員の資質向上に 貢献する責務を有している。本学は、以上のような認識と使命感の下に、正規課程の学生以外に対する様々な 教育サービスを提供し、社会的貢献活動を行っている。具体的な教育サービス活動としては、1. 正規課程学 生以外の就学制度、2. 資格授与関係の講習会の開催、3. 公開講座・セミナー等の開催、4. 教育相談の実 施, 5. 地域への教育支援と連携, 6. 施設・設備の開放, 等が挙げられる。このうち, 教育サービス面の社 会貢献活動を支える資源として、附属図書館がある。附属図書館は大学の附属施設であり、地域に開かれた図 書館として近隣地域の活性化, 特に教育・文化レベルの向上に直接的・間接的に貢献しようと取り組んできた。 学術図書を約33万冊所蔵している附属図書館は、地域住民の文化向上のため、利用希望がある場合には、館内 閲覧のみならず、所定の手続きをすることにより、館外貸出のサービスも提供している。本学は、学校教育現 場が抱える課題を見出し、発展的に解決できる研究力・実践力を備えた教員の養成を目指した大学である。そ れを達成するためには、地域社会と密接な関係を持ち、教育サービス面における社会貢献活動は、教員養成に とっても不可欠なものであり、最も重要な活動の一つである。また、教員養成は、文化の継承と新たな文化の 創造の営みであるが、地方にある法人の大学においては、地域の歴史・文化・経済等の社会的な広い活動を背 景として行われている。このうち地域連携については、本学は開学以来地域の期待と信頼関係を保ちながら地 域へのサービスに積極的に取り組んできた。学校教育に関する支援が中心となるが、法人化後、地域社会に開 かれた大学として全学的な視野から企画・立案する地域連携推進室を置き事務室との連携を密にした組織の一 元化をはかった。平成17年度以後、従来からの事業を踏襲しつつ学内の資金を導入して5つの事業(現職教員 支援のための「学校コンサルテーション」推進事業、情報教育実践に関する指導力養成のための現職教員研修 支援事業、障害児教育における指導・検査技術育成のための現職教員研修並びに教育相談事業、特別支援教育 推進支援事業,他大学等との連携事業)を展開し,そこから派生したテーマを今日的課題として取り組んでき た。他に、日常的に人気が高い出前講座、市と連携した文化講演会や教育相談、他大学との連携協議会の設置 と事業の展開、広域市町村教育委員会との連携推進協議会の設置と協議、新たに創設された教職大学院カリキ ュラムを媒介とする学校支援プロジェクトなどを実施してきている。

2 目的

教員養成にとって、地域の歴史・文化・経済・産業と結びついた特色ある教育研究の展開が重要であり、それらは地域の発展にも貢献しうるものであることから、本学はこうした知的資源の地域貢献への活用に大学として組織的・総合的に取り組み、地域に信頼され利用される大学を目指している。そこで本学は、本学が有する充実した教授陣と施設、それを基にした豊富な教育・研究機能を十分に活用して、教育サービスを提供し、

社会的に貢献することを基本的方針としている。そしてこの方針を具現化するために、1). 全国及び地域の学校教育の活性化と現職教員の資質向上に資する教育サービスの提供と、2). 地域の活性化とイメージアップ及び教育・文化レベルの向上に資する教育サービスの提供を図るものとする。以上の基本方針に沿って、以下の内容を持った機会をそれぞれの方法のもとに教育サービスとして提供することを目的とする。

- 1) 正規課程学生以外の修学制度:正規課程学生のための学習機会を,正規課程学生以外の者に対して広く 提供する。また,履修制度を整備し,科目等履修生の単位取得を拡充する。さらに,教育委員会と連携・ 協力し,現職教員に対して大学院レベルの専門的研究・教育の機会を提供する。
- 2) 資格授与関係の講習会の開催:事業主体の要請に応えて、学校教育に関する資格取得を目的とした講習会の開催に協力する。また、文部科学省及び教育委員会と連携・協力して資格認定講習を実施し、現職教員の資質向上を目指す。
- 3) 現職教員を対象とした専門講座・セミナー等の開催:本学教員や外部の優れた実績を持つ教育関係の研究者・実践者による現職教員を対象とした各種講座やセミナーを開催する。それにより、現職教員に最新の教育・研究等の成果等に関する情報を提供する。また、現職教員に対し本学の施設・設備を利用して最新のメディア・機器を活かした教育実践に関する専門的知識・技術の習得機会を提供する。
- 4) 地域住民を対象とした文化講演会・公開講座等の開催:教員及び著名人による文化講演会・講習会・各種公開講座等を開催することで、地域住民の生涯学習ニーズの充足と、地域の教育・文化の活性化とレベルの向上に貢献し、ひいては地域住民の大学への興味・関心の増進を図る。また、上越市と連携し、より効果的に広報を行い、地域住民の興味・関心に応える文化講演会の開催を図る。
- 5) 教育相談の実施: 教育相談活動を通して, 就学前療育及び教育に関する専門的知識, 技術及び支援を提供する。
- 6) 地域への教育支援と連携:地域の教育に関する行政機関や学校教育現場との連携・協力を通して、学校教育の改善・向上に資する資料や支援を提供する。また、教員及び大学院・学部学生等の人材を、学校教育機関や地域の企画事業に派遣する。さらに、附属施設・センターの諸活動と特色を生かした教育サービス事業を行う。
- 7) 施設・設備の開放:本学の施設・設備を地域住民に開放する。また、大学施設・設備を有意義に活用した事業を通して、子どもたちが学生と触れ合うことで地域住民の大学への興味・関心の増進を図る。特に附属図書館は、本学の目的を実現するために、図書館施設の利用、及び図書館資料の利用、閲覧、貸出、参考調査、相互利用、文献複写をとおし、学生以外の一般利用者に対する教育サービスを行い、地域住民の文化向上に役立つことを目的としている。

地域連携について:本学は教員養成目的大学として、さらに、大学院レベルでの教員再教育機関として専門的力量をもった教師を輩出してきた。現場ニーズに応えるための大学改革も順次実施し、教育研究指導においては、現実の学校現場で発生している課題について実態を踏まえた上での問題解決を支えてきた。「伝統的知」から「臨床の知」というテーマに向けた取組を進め、さらに教職大学院を創設して、現場に即応した臨床的対応を可能とする改革が進んでいる。学校現場の課題は目の前に発生する時々刻々のホットなテーマであり、個別的であり、必ずしも一般論で解決できるものとは限らない。状況に応じた解決策が必要であり、問題解決に当たる組織力や協働的によって解決されるべき性格を持つ。大学は、こうした現場の生々しい声を受け入れ、これを大学の新たな課題として受け止め、学校等の教育現場そのものを研究と実践の場とすることによって新しい活動を展開している。地域貢献はこのような地域のニーズを受け止め、これらの課題と連携しながら協働的に解決していくことを目的として、教育・研究と同列に位置づけられている。

- Ⅱ 自己点検・評価
- 1 基準11-1:大学の目的に照らして、現職教員派遣研究生に対する研修サービスが適切に行われ、成果を上げていること。
- (1) 観点・指標ごとの分析
 - 観点11-1-①:大学院での現職教員研修の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

(観点・指標に係る状況)

本学の中期目標では、「Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標」の「1 教育に関する目標 (2) 教育の実施体制等に関する目標」に「教員養成と現職教員の研修を目的とする本学の教育研究を,学校 の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、教職に対する意欲・適性と可能 性を持つ学生,明確な研修課題を持つ現職教員,外国人留学生等を受け入れ,本学の目標に沿った教育 課程の編成、教育方法の工夫・改善と成績評価等を行う。」及び「現職教員の研修ニーズの増大・多様化 やバックグラウンドの多様性に応じた教育課程・教育方法の工夫・改善を行う。」が述べられている。ま た「Ⅱ大学の教育研究等の質の向上に関する目標」の「1 教育に関する目標 (3)教育の実施体制等に 関する目標」に「現職教員の多様なニーズ、バックグラウンドに応じた多様な現職教員研修システムを 構築する。」ことが述べられている。これらの目標に対する方策の一つであり、現職教員派遣研究生に対 する研修サービスとして,上越教育大学学則第87条(別添資料11-1-①-1「国立大学法人上越教育 大学学則(抜粋)|参照),上越教育大学研究生規則(別添資料11-1-①-2「上越教育大学研究生規 則」参照)及び上越教育大学研究生取扱細則(別添資料11-1-①-3「上越教育大学研究生取扱細則 (各種様式は省略)」参照) に規定されている研究生(以下,内地留学生と呼ぶ)によって,現職教員派 遣研究生の受け入れを行っている。内地留学生の受け入れに関しては、現職教育のため、任命権者(都 道府県教育委員会又は市区町村教育委員会)の命により派遣され、研究指導予定教員の内諾を得たもの に対して特に出願期間を設けず(原則として入学希望日の2ヶ月前までの出願)に受入れを行っている。 なお、研究生の募集に関する周知は、上越教育大学ホームページによって行っている(別添資料11-1 -①-4「研究生募集のホームページ」参照)。

(分析結果とその根拠理由)

内地留学生による研修サービスは、現職教員のライフステージに応じた研修の体系の変化や、本学の 中期目標及び大学院での目的に照らして、新たな段階に入りつつあり、その位置づけを見直す必要があ る。

明確な研修課題を持つ現職教員の研修サービスとしての内地留学生は、入学手続き前に本学教員の内 諾を取ることで、現職教員の研修課題に対応できる本学教員が受け入れる形で提供されており、その時 点で現職教員の明確な研修課題を研修できるサービスとして機能している。

しかし、「現職教員の多様なニーズ、バックグラウンドに応じた多様な現職教員研修システム」、「現職教員の研修ニーズの増大・多様化やバックグラウンドの多様性に応じた教育課程・教育方法の工夫・改善を行う。」との目標にふさわしい研修サービスとするためには、内地留学生による対応だけでは十分とはいえない。このことは、現在、文部科学省ホームページに掲載されている「教員のライフステージと研修」に示されている通り、国レベルで実施する研修、都道府県教育委員会が実施する研修、その他市町村教育委員会などにおいて、教員のライフステージに合わせた多彩な研修プログラムが実施されており、内地留学生はその中のごく一部の研修としてしか機能していないと思われる。本学の中期目標との

関連から、現職教員派遣研究生に対する研修サービスは、この観点から、本学の特色を活かし、教員の ライフステージのどの時点で、どのような研修サービスを提供するかなどの計画及び具体的な方針を定 める必要がある。

また、教職大学院の創設、免許更新制の実施など、教員の養成と研修をめぐる環境は大きな変化を遂げつつあり、こうした背景から、都道府県教育委員会もその研修システムを体系的に再編する動きの中にある。その中で、内地留学生という形での研修制度は、システム全体の中では後退するものとみられ、本学の受け入れ人数も減少していくことが予想される。

今後は、これまで本学に内地留学生による研修派遣を行ってきている都道府県教育委員会との協議等を通じて、研修システムの再構築の中で本学の受け入れ体制をどのように整備していくべきかについて、 検討していく必要がある。

観点11-1-②:計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

(観点・指標に係る状況)

内地留学生は、平成17年4月1日から平成21年4月1日までに、毎年10人前後、計52名を受け入れている。各年度の受け入れ研究生に対する内地留学生の割合は、全体の33%から45%程度の割合となっており、外国人留学生に次ぐ人数である(別添資料11-1-②-1「研究生(内地留学生)受け入れ状況」参照)。受け入れの方法は、上越教育大学研究生規則第9条(別添資料11-1-①-2「上越教育大学研究生規則」参照)及び上越教育大学研究生取扱細則第3条、第4条(別添資料11-1-①-3「上越教育大学研究生規則」参照)及び上越教育大学研究生取扱細則第3条、第4条(別添資料11-1-①-3「上越教育大学研究生取扱細則(各種様式は省略)」参照)の記載の通りであり、指導予定教員の内諾を得た後、指導予定教員による書類審査に基づき、教務委員会の議を経て、学長により研究生として入学が許可される。研究修了後は、研究修了届を指導教員を経て、学長に提出している。

各内地留学生の研究課題は別添資料11-1-②-2「内地留学生研究課題一覧(平成17年度以降)」の通りである。主な研究課題は、特別支援教育、生徒指導などであり、教科に関する課題は少ない。

(分析結果とその根拠理由)

計画に基づいた活動は概ね適切に実施されている。

内地留学生の受け入れ状況を平成17年4月1日から平成21年4月1日までのデータ(別添資料11-1-2-2-1「研究生(内地留学生)受け入れ状況」及び別添資料11-1-2-2 「内地留学生研究課題一覧(平成17年度以降)」参照)を分析する。受け入れ人数は、平成17年度に13名(37.1%)、18年度に13名(44.8%)、19年度に9名(42.9%)、20年度に11名(33.3%)、21年度(4月1日現在)に6名(33.3%)となっている。この間の受け入れ人数は研究生の総人数に対して38.2%の割合である。この割合は、外国人留学生の44.9%に次ぐ2番目の受け入れ人数であり、毎年33%から45%程度の受け入れを行ってきている。

特に、指導予定教員による内諾と書類審査は、内地留学生の研究課題に応じた指導教員の配置が可能となることから内地留学生にとって適切な研修サービスを受けることができる方法として評価できる。

所属コース等毎の平成17年度以降の総受け入れ人数は、特別支援教育(平成18年度まで障害児教育)に21名、臨床心理に15名、学習臨床に3名、生徒指導総合に5名、国語2名、英語2名、理科1名、保健体育1名、学校運営リーダー(教職大学院)1名となっている。また、研究課題に関しては、特別支援教育及び生徒指導に関するものが多く、教科に関するものは少ない。これは内地留学生の所属コース等と対応している。この枠組みでの現職教員の研修ニーズは、生徒指導、特別支援教育に対する研究課

題が多く、それに関係する教員が指導教員として対応していることが判断できる。

内地留学生の研修サービスについては、数は多くないが、現職教員のニーズにあった研修を概ね提供 していると思われるが、より良い研究環境を提供するためのサービスとしてどのようなものが必要かさ らに検討が必要である。今後、教員のライフステージに応じた研修サービスを本学全体でどのように受 け入れていくかについて、都道府県教育委員会との協議等を通じて、検討を進めていく必要がある。

観点11-1-③:活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

(観点・指標に係る状況)

内地留学生の人数は,観点11-1-2で述べたとおりである。これを都道府県別の受け入れ人数で整理すると別添資料11-1-3-1「内地留学生の都道府県別人数」の通りになる。内地留学生の派遣元都道府県は富山県の19名,新潟県の16名,鳥取県の11名となり,この3県で受け入れ人数の大半を占めてい

る。

大学評価委員会ファカルティ・ディベロップメント専門部会において,正規課程以外の学生に係る満足度等の調査を平成18年度に実施し、別添資料11-1-③-2「正規課程以外の学生に係る「学生による授業評価アンケート結果」等に基づく報告」が平成19年11月にまとめられ、「学生による授業評価アンケート結果」及び「研究生に対する調査」から、サービスの現状を把握した。

(分析結果とその根拠理由)

別添資料11-1-③-2「正規課程以外の学生に係る「学生による授業評価アンケート結果」等に基づく報告」の4結論のとおり、本学の現職教員研究生(内地留学生)、外国人留学生、その他の研究生に対する教育研修サービスの現状は、概ね良好でプラスの評価に関わる結果が認められている。従って、正規課程の学生以外の教育研修サービスについては、適切に行われ、成果を上げていると考えられる。

内地留学生の都道府県別の動向は、別添資料11-1-③-1「内地留学生の都道府県別人数」の通り、内地留学生の派遣元都道府県は富山県の19名、新潟県の16名、鳥取県の11名となり、この3県で受け入れ人数の大半を占め、他には長野県5名、埼玉県1名である。観点11-1-②の分析結果とその根拠で述べたように、内地留学生の数は研究生の中では38%ほど確保しており、それなりの成果をあげていると言えるが、派遣元都道府県の実績が平成17年度から5県のみで、そのうちの3県が大半(88.5%)を占める状況は、必ずしも参加者(内地留学生)の数が確保されているとは言えないと考えられる。この要因は、派遣元の各都道府県教育委員会の内地留学に関する規則、取り決め等で本学が指定されていない場合、現職教員に本学で内地留学生を受け入れていることが周知されていない場合、現職教員の課題と本学の教員の研究内容が合わない場合などが考えられる。また、教員養成と研修をめぐる環境の変化の中で、内地留学生による研修派遣の位置づけも変わることが予想される。今後関係する都道府県教育委員会と積極的な協議を行い、修士課程や専門職学位課程への研修派遣等も含めた研修サービスにおける協力態勢を確立していく必要がある。

観点11-1-4:改善のためのシステムがあり、機能しているか。

(観点・指標に係る状況)

学生による授業評価は、全学のFDの中で行われているが、研究生に限定したデータ、内地留学生に

限定したデータの収集・整理は行われておらず、十分な資料はない。しかし、学生による授業評価アンケートは、学生種別を選択させるシステムにしているため、正規学生と科目等履修生等の非正規学生が分かる形でデータを収集しており、授業に限って言えば、全体の評価より非正規学生の評価が全般的に高く、満足していることがうかがえる。(別添資料11-1-3-2 「正規課程以外の学生に係る「学生による授業評価アンケート結果」等に基づく報告」の参考資料1-3, 2-3より)なお、現在までのところ、内地留学生による研修派遣について特段の問題が生じていないことから、概ね問題なく機能しているとは考えられる。

今後の改善のためのシステムの見直しについては,多様な研修派遣の受け入れの全体像を検討する中で,併せて行う必要がある。

(分析結果とその根拠理由)

内地留学生は、研究を行う内地留学生、研究を指導する指導教員、学長以外に中立的な立場でかつ総合的に内地留学生の研究状況等の情報を把握する機関が今のところ存在しない。現職教員のニーズ及び満足度、派遣元都道府県教育委員会のニーズなどを総合的に評価し、今後システムの改善について検討を進める。

本学の中期目標である「教員養成と現職教員の研修を目的とする本学の教育研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、教職に対する意欲・適性と可能性を持つ学生、明確な研修課題を持つ現職教員、外国人留学生等を受け入れ、本学の目標に沿った教育課程の編成、教育方法の工夫・改善と成績評価等を行う。」及び「現職教員の研修ニーズの増大・多様化やバックグラウンドの多様性に応じた教育課程・教育方法の工夫・改善を行う。」を達成するために、今後関係する都道府県教育委員会と積極的な協議を行い、修士課程や専門職学位課程への研修派遣等も含めた研修サービスにおける協力態勢を確立していく必要がある。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

内地留学生の選考手続きから、指導予定教員の内諾を得るシステムは、現職教員の研究課題と受入側の本学教員の研究分野の整合性を確保し、双方に満足の行く研修サービスを提供できる点で優れていると考える。

(今後の検討課題)

「現職教員の多様なニーズ,バックグラウンドに応じた多様な現職教員研修システム」,「現職教員の研修ニーズの増大・多様化やバックグラウンドの多様性に応じた教育課程・教育方法の工夫・改善を行う。」との目標にふさわしい研修サービスとするためには、内地留学生による対応だけでは十分とはいえない。

教職大学院の創設,免許更新制の実施など,教員の養成と研修をめぐる環境は大きな変化を遂げつつあり,こうした背景から,都道府県教育委員会もその研修システムを体系的に再編する動きの中にある。 その中で,内地留学生という形での研修制度は,システム全体の中では後退するものとみられ,本学の受け入れ人数も減少していくことが予想される。

今後は、これまで本学に内地留学生による研修派遣を行ってきている都道府県教育委員会との協議等を通じて、研修システムの再構築の中で本学の受け入れ体制をどのように整備していくべきかについて、 検討していく必要がある。特に、1年間の研修派遣による修士課程への派遣人数の増加によって、地元 大学・大学院以外への内地留学生枠が縮小してきた状況がさらに進む可能性もある。派遣の総枠を減ら しても教職大学院への派遣に踏み切る自治体も現れており、こうしたことと内地留学生による研究生の 受け入れの位置づけをどうすべきかなど、検討すべき点は多い。

次に、目的と計画の周知の観点から、上越教育大学のホームページによる周知だけでなく多彩なメディアを活用する必要がある。ホームページはその特性上、情報を得ようと積極的に本学の制度を知る努力をしない限り研修サービスを知り得ることができない。現実には、内地留学生として研修派遣を希望する仕組みの運用は、都道府県毎に異なっているのが現状であり、どの程度の情報提供を行うべきかについて、現職学生等に調査を行うことも必要である。

内地留学生の研究期間中のサービスとして、上越教育大学研究生規則第8条(別添資料11-1-①-2「上越教育大学研究生規則」参照)にあるように、指導教員及び各施設管理者の承認を得て、学内の諸施設及び諸設備を使用することができるが、一般学生と同様のガイダンスが行われていないため、その利用方法について周知が徹底されていない側面がある。より良い研究環境を提供するために、研究期間中のサービスについても検討すべきである。

こうした再検討は、大学としての研修学生受け入れの戦略構築とかかわるため、経営的な観点や大学 評価、FD等関係部局の連携のもとに行う必要がある。

- 2 基準11-2:大学の目的に照らして、地域連携事業に係わる教育サービス(教育委員会との連携、学校コン サルテーション事業等が考えられる。)が適切に行われ、成果を上げていること。
- (1) 観点・指標ごとの分析

観点11-2-①:大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的 方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

(観点・指標に係る状況)

[1] 現職教員支援のための「学校コンサルテーション」推進事業

本学のような教員養成大学では、地域貢献の対象となることが強く期待されているのは、小・中・高等・特別支援学校などの各学校、教育委員会・教育センターなどの教育機関からである。学校現場の課題解決のための目的にそった計画や具体的方針は、割り当てられた地域連携室の担当者が原案を示し、地域連携室の推進室会議で検討され、明示されている。また、上越市及びその周辺の教育委員会や新潟県教育委員会・県立教育センターとの連携をはじめ、新潟県内の小・中・高等学校等との支援・指導を中心とした大学の地域連携事業に係わる教育サービスの目的については、本学Webページにも明確にされている。(別添資料11-2-①-1「本学ホームページ/大学案内/地域連携・大学間連携/学内の地域連携推進体制」参照)また、出前講座等の案内は、新潟県内の学校、教育委員会等に配付している。

平成21年3月には本学教職員等の関係者にも地域連携の体制や方針を周知徹底するために,「地域貢献事業報告」の中で本学地域連携の推進体制や地域連携推進室規定を明示した。

[2] 情報教育実践に関する指導力養成のための現職教員研修支援事業

本事業の目的は、上越地域の教育機関との連携を図りつつ、総合的な学習の時間及び各教科の学習指導を通して行われる情報教育実践に関する指導力を身に付けさせるための現職教員研修の支援を行うことである。

本事業で立案された計画及び具体的方針は次のとおりである。まず、本事業の計画として、現職教員

研修の目標・内容・方法を研究し、それに基づき、現職教員研修プログラムを策定するとともに、研修支援システム、研修用教材を開発し、実践を通してその実行可能性の検討を行った。また、具体的方針として、学校を基盤とした人的交流(大学から人材〔大学教員、大学院生、学部学生〕を学校現場に派遣)、及び、情報通信ネットワークを利用した遠隔交流(サテライト会場は全4箇所:上越市、妙高市、柏崎市、糸魚川市)を相補的に機能させ、大学ー学校間の人的交流を活発にし、学校を基盤とした(教育実践の実情に即した)現職教員の情報教育実践に関する指導力の向上(キャリアアップ)をめざした。なお、本事業の目的と計画の周知については、本学の広報誌「JUEN」及び「学校教育総合研究センターニュース」に掲載をすると同時に、大学構内へのポスター掲示、各教育委員会等へのパンフレット配布により行った。

[3] 障害児教育における指導・検査技術育成のための現職教員研修並びに教育相談事業

平成17年度より地域の難聴幼児を対象とした教育相談事業及び地域の難聴乳幼児の発見から療育・教育までをサポート中心に実施している事業で、聴覚検査法の使用等講習会を実施している。具体的な活動は「子どもきこえ相談室」と「上越地域難聴児サポートシステム構築会議」を開催している。一方、平成18年度から平成20年度まで「特別支援教育のための大学院における教員養成・研修システムの開発ー特別支援教育実践研究センター及び附属学校の活用を通して一」により、特別支援教育指導体制システムを構築する事業を立ち上げている。

〔4〕特別支援教育推進支援事業

本学の教育サービスとしては、学校(組織や教員個々人へのサービスも含めて)への研究的な視点からの貢献があるが、本事業は特別支援教育に関する、最新の知見とともに、それらを踏まえた教育実践の成果を地域の学校や施設・機関の関係者、障害のある人たちやその家族等に提供することを目的として実施してきている。具体的には、毎年1回、「特別支援教育フォーラム」と銘打った講演会や地域の関係者によるシンポジウムを開催している。また、「特別支援教育推進員養成研修会」として、地域の教員を対象とした講演や心理検査等の実技実習を開催したり、地域の障害幼児の療育機関における指導員や保育士へのコンサルテーションを行っている。

[5] その他の連携による事業及び他大学との連携による事業等

・国立大学法人上越教育大学と独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構中央農業総合研究センターとの研究・教育に関する交流協定

平成16年4月に、本学と独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構中央農業総合研究センターとの間に、相互の研究交流を促進することにより、本学の大学教員の充実を図り、農業に関する学術及び科学技術の発展に寄与することを目的とした「国立大学法人上越教育大学と独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構中央農業総合研究センターとの研究・教育に関する交流協定書」が締結された。(別添資料11-2-①-2「国立大学法人上越教育大学と独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究

(別旅資料11-2-(1)-2 「国立大字法人上越教育大字と独立行政法人農業・生物糸特定産業技術研究機構中央農業総合研究センターとの研究・教育に関する交流協定書」参照)

また、交流協定書の締結に併せ、本学学部授業科目「栽培実習」(中学校教諭一種免許状(技術)に係る必修科目。平成17年度に「栽培法」に整理統合)を履修する者の受入れについて「国立大学法人上越教育大学と独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構中央農業総合研究センターとの研究・教育に関する覚書」を締結した。(別添資料11-2-①-3「国立大学法人上越教育大学と独立行政法人農業

- ・生物系特定産業技術研究機構中央農業総合研究センター北陸研究センターとの研究・教育に関する覚書」 参照)
- 新潟県立看護大学との連携

新潟県立看護大学と連携し、地域支援フォーラムを実施する。また、上越市を含めた3者による「はつらつ元気塾」の企画運営を行う。

・信州大学との連携協議会を持ち回りで交互に実施する。

(分析結果とその根拠理由)

[1] 現職教員支援のための「学校コンサルテーション」推進事業

大学の地域連携事業に係わる教育サービスの目的については、本学Webページにおいても明確にされており、大学への相談事項の問い合わせ先の確認や各教員の出前講座概要を調べて相談内容の手がかりを得るために役立つと、学外からも広く関心が寄せられている。また、平成21年3月には本学関係者にも一層の理解、協力を求めるために、「地域貢献事業報告」を印刷、配布を行った。この中で本学地域連携の推進体制や地域連携推進室規定を示した。これは、本学の関係者だけでなく、周辺の教育委員会等にも配布されている。

(別添資料11-2-①-4 「地域貢献事業報告(総合的「学校コンサルテーション」推進事業等報告書)」(全47頁,平成21(2009)年3月),別添資料11-2-①-5 「上越教育大学三十周年記念誌(抜粋)- 第1節 地域と大学-」(p165-169,平成20(2008)年9月参照)

[2] 情報教育実践に関する指導力養成のための現職教員研修支援事業

本事業の計画及び具体的方針についての根拠資料として、平成17年度~平成20年度地域貢献個別事業 実施計画書の記述を根拠とした(別添資料11-2-①-6「平成17年度~平成20年度地域貢献個別事業 実施計画書」参照)。ここに上越地域の教育委員会及び学校教育現場との連携の詳細が定められている。

また,目的と計画の周知を行った広報誌は,広報誌「JUEN」(平成19年8号p4),及び「学校教育総合研究センターニュース」(平成17年No.5 p2, 平成18年 No.9 p2 p4, 平成18年No.10 p1 p2)である。学校教育総合研究センターニュースは上越地域の各小中学校を対象に配布をしており,これにより上越地域の学校現場へ広範に周知がなされたと考える。パンフレットは,上越市,妙高市,柏崎市,糸魚川市の各教育委員会,並びに,上越市視聴覚ライブラリー,上越情報教育研究会(JCOM)へ配布をした。

[3] 障害児教育における指導・検査技術育成のための現職教員研修並びに教育相談事業

具体的には、「子どもきこえ相談室」と「上越地域難聴児サポートシステム構築会議」を開催し、以下のような地域連携事業を展開している。

平成17年度 障害児教育における指導・検査技術育成のための現職教員研修及び教育相談事業

平成18年度 障害児教育における指導・検査技術育成のための現職教員研修支援並びに教育相談・支援事業

平成19年度 特別支援教育における指導・検査技術育成のための現職教員研修支援並びに教育相談・ 支援事業

平成20年度 特別支援教育における教育相談支援事業

平成21年度 上越地域難聴幼児支援事業

[4] 特別支援教育推進支援事業

平成17, 18, 19, 及び20年度における本事業の計画は、いずれも、地域における特別支援教育の推進を目的として、障害のある児童生徒のライフステージに沿った一貫性のある年度計画を策定した。すなわち、幼児期から、学齢期、青年・成人期のそれぞれにおける支援の視点毎に、毎年度毎に計画的にテーマ設定をおこなった。(別添資料11-2-10-7 「特別支援教育フォーラム2007-2009」参照)

[5] その他の連携による事業及び他大学との連携による事業等

「国立大学法人上越教育大学と独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構中央農業総合研究センターとの研究・教育に関する覚書」(別添資料11-2-①-3「国立大学法人上越教育大学と独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構中央農業総合研究センター北陸研究センターとの研究・教育に関する覚書」 参照)に基づき、本学学部授業科目「栽培実習」(中学校教諭一種免許状(技術)に係る必修科目。平成17年度に「栽培法」に整理統合)を履修する者の受入れが行われている。

信州大学との連携協議会は平成19年2月23日,本学で行われ,現代の学校ニーズにこたえるために内容を修正することが行われた。そのためには授業改善や学級活動等の活性化のために協同でできるチームを編成し信州を舞台に実施する事とした。

新潟県立看護大学との連携で行われた,「はつらつ元気塾」は平成18年5月から平成20年9月まで13回の講演会,フォーラムが実施された。

観点11-2-②:計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

(観点・指標に係る状況)

[1] 現職教員支援のための「学校コンサルテーション」推進事業

地域連携推進室の設置後,毎年年度当初に,前年度の活動の見直しを行い,新年度の計画が立てられ, それにもとづいての地域連携事業が実施されている。また,学校教育現場では直接的な大学からの支援 を望むことが多く,教員から学校や子どもを対象とした指導や支援を期待する流れが強くなっているの で,出前講座計画の充実に努めている。

[2] 情報教育実践に関する指導力養成のための現職教員研修支援事業

各年度において計画し、実施した活動は以下のとおりである。

<平成15年度> 情報通信ネットワークを利用した遠隔交流の確立(サテライト会場:上越市,妙高市, 柏崎市,糸魚川市)

昨年度までの地域貢献特別支援事業で導入した,同期・非同期型併用研修システムの環境を受け継ぎ,その研修プログラム・教材を充実させ,地域における「学校の情報化」の推進を掲げ,以下の3つのコースを設けた。

- ① 図書館司書,情報教育担当等を対象とした情報化コーディネータコース
- ② 管理職である校長、教頭等を対象とした情報化マネージメントコース
- ③ 一般の教師及び事務職員を対象とした情報教育ベーシックコース (研修対象を教師及び学校の事 務職員まで広げる。)

<平成16年度> 学校を基盤とした人的交流の確立(大学から人材[大学教員,大学院生,学部学生] を学校現場に派遣) 現職教員研修の形態(方法)について、より地域を中心とした展開をめざし大学-学校間の連携による学校教育改善のモデルの確立を図り、情報教育の改善及び学校の情報化をめざし、学校を基盤とした大学-学校間連携のモデルのあり方を検討した(平成16年度はモデルケースとして、頚城村・三和村・清里村の小・中学校11校に協力を要請し事業を推進した)。

- ① 大学教員の学校現場への派遣
- ・情報教育に関するカリキュラム開発に関するコンサルテーション 例)情報教育の授業についての 助言
- ・学校の情報化のためのコンサルテーション 例)公務文書や個人情報の管理についての助言, ウイルス対策
- ② 大学院生,学部学生の学校現場への派遣
- ・情報教育の授業での授業補助 例) ティーチング・アシスタント
- ・学校の情報化のための技術支援 例)校内LANの整備,ホームページの更新,携帯からの閲覧なお,昨年度までの同期・非同期型併用研修システムを用いた遠隔研修の実施についても継続。
- <平成17年度> 学校を基盤とした人的交流と情報通信ネットワークを利用した遠隔交流の相補的な運営 大学-学校間の人的交流を活発にし、学校を基盤とした(教育実践の実情に即した)現職教員の情報教育実践に関する指導力の向上(キャリアアップ)の充実をめざした。

特に、学校教育現場で必要性の高い2項目についてコンテンツの充実と研修実施の強化を図った。

- ① デジタルコンテンツの授業での活用法
- ② 情報化社会の影への対処法と情報モラルの教授法
- <平成18年度> 学校と大学の互恵的地域連携モデルの提案

確立した、学校を基盤とした人的交流と情報通信ネットワークを利用した遠隔交流の相補的な運営を継続する一方で、学校との連携に基づき、より多くの大学教員が自分自身の講義の改善を図りながら大学学生に連携の成果を教育システム上で提供し、しかも連携自体がより高度なものへと展開する可能性のあるモデルを模索した。モラルに基づき、地域連携の成果として得られた学校現場での実践知を大学講義に還元し学部学生・大学院生にとっても指導力向上の実践教材とした。そして、講義結果として得られた考察などを再び学校現場にフィードバックしたことで、より現職教員の指導力養成において深い見識を得ることができた。

<平成19年度> 大学-学校間連携による知の循環構造の確立をねらった大学講義改善

確立した、学校を基盤とした人的交流と情報通信ネットワークを利用した遠隔交流の相補的な運営を継続する一方で、学校と大学の互恵的地域連携モデルに基づいた学生の指導力向上に有効な実践教材の開発と改善を考えた。ケースメソッドの手法を導入して、ひとつの実践から他の実践へ応用可能な力量を形成できる講義の開発を行った。

<平成20年度> 専門職教育を見据えた情報教育実践に関する指導力についてのコンピテンシーモデル 確立した,学校を基盤とした人的交流と情報通信ネットワークを利用した遠隔交流の相補的な運営 を継続する一方で,情報教育実践に関する指導力についてのコンピテンシーモデル,並びに,コンピテンシー育成のための研修方法の開発を行った。

[3] 障害児教育における指導・検査技術育成のための現職教員研修並びに教育相談事業

平成17年度より地域の難聴幼児を対象とした教育相談事業を中心に実施している。この教育相談事業は上越市、妙高市、糸魚川市及び県立長岡聾学校との連携によって進められている。具体的な事業は「子

どもきこえ相談室」と「上越地域難聴児サポートシステム構築会議」の2つである。「子どもきこえ相談室」は上越市が窓口となって前述の3市の子ども福祉課が連携して各市の管轄する関係諸機関に案内を出し、実際の教育相談は長岡聾学校幼稚部教師が上越教育大学特別支援教育実践研究センターを会場に毎月1回検査や相談を行い、継続的な相談や指導が必要な場合は上越教育大学特別支援教育コースの聴覚障害担当の教員がフォローアップを行っている。「子どもきこえ相談室」では毎年度30名前後の教育相談を行っており、そのうち平成21年度現在で2名の難聴児を特別支援教育実践研究センターで継続指導している。「上越地域難聴児サポートシステム構築会議」は地域の難聴乳幼児の発見から療育・教育までをサポートするネットワークを構築することを目的に平成18年度に立ち上げられた会議である。平成19年度中にサポートシステムが完成し、現在も難聴乳幼児に対する発見から教育までのネットワークが有効に働いている。

〔4〕特別支援教育推進支援事業

平成17, 18, 19, 及び20年度において, 当事業は,上越市を中心とする近隣市町村の教育委員会と連携して,発達障害のある児童生徒の支援を目的とした特別支援教育の推進を目的とした事業である。具体的には,①文部科学省や厚生労働省が実施している,特別支援教育や発達障害者自立支援に関する諸事業を地域に定着させるための「特別支援教育フォーラム」を,本学301講義室で開催した(平成17年度:平成18年3月25日,平成18年度:平成19年3月10日,平成19年度:平成19年12月15日,平成20年度:平成20年12月13日)。②上越市教育委員会および上越市子ども福祉課と連携した,小中学校教員や指導員・保育士へのコンサルテーションを実施した(本学人文棟113教室と上越市民プラザ会議室で,心理テスト実習や相談ケース会議を行った)。

[5] その他の連携による事業及び他大学との連携による事業等

・国立大学法人上越教育大学と独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構中央農業総合研究センターとの研究・教育に関する交流協定

「国立大学法人上越教育大学と独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構中央農業総合研究センターとの研究・教育に関する覚書」(別添資料11-2-①-3「国立大学法人上越教育大学と独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構中央農業総合研究センター北陸研究センターとの研究・教育に関する覚書」参照)に基づく、平成17年度以降の栽培法の履修者は表のとおりである。

表:「栽培法」年度別履修者数

	H17	H18	H19	H20	H21
履修者数	6	3	7	10	10

- ・信州大学との連携協議会は連携できる教員同士で学校支援活動が行われた。
- ・新潟県立看護大学との連携事業に関して、上越市、新潟県立看護大学、上越教育大学による、連携協議会が平成17年度からはじまり、今日の「はつらつ元気塾」に集約されてきた。平成20年度は、フォーラムが実施された。

(分析結果とその根拠理由)

[1] 現職教員支援のための「学校コンサルテーション」推進事業

活動に対しての予算措置がとられており,教育研究改善等経費の事項区分に,「地域貢献支援事業」,「地

域貢献個別事業」,「地域貢献型事業」等が位置付けられ,適切に配分されている。その予算執行は,各 事業を遂行するのに必要な経費に充てられ,地域貢献支援事業である学校コンサルテーションを中心と して,他の地域貢献個別事業(特別支援教育,情報教育,学校経営力育成講座),地域貢献型事業のフォ ーラム,相談会などが機能し合って有効に効果を挙げている。

[2] 情報教育実践に関する指導力養成のための現職教員研修支援事業

平成15年度以来20年度までに計画された活動は、最初の構想であった情報通信ネットワークを利用した遠隔交流の確立(サテライト会場:上越市、妙高市、柏崎市、糸魚川市)と地域貢献特別支援事業が実施され、学校現場へ大学の人的支援活動を実施し、双方が互恵的に解決する地域連携モデルの提案も有効になされてきた。この成果を踏まえて、今後は学校支援のあり方も上越市や近隣の市町村との全体的な視点で取り組むことになろう。特に、指導力をもった現職教員の増加状況を間接的に示す数値として、教育情報化コーディネータ(ITCE)・情報活用指導力(旧教育情報化リーダ)検定試験(http://jnk4.org/itce/)への合格状況が挙げられる。教育情報化コーディネータ3級において、試験の難易度は中程度のため、本研修事業(主に情報化コーディネーターコース)へ関わった受講者に対して、当人のキャリアアップを客観的指標によって確認してもらうことを目的に、この資格試験へ任意に受験するよう推奨している。本研修事業を受講しており、かつ、その翌年に教育情報化コーディネータ3級へ合格した人数は、平成16年度6名、平成17年度2名、平成18年度13名、平成19年度8名、平成20年度6名、平成21年度5名であった。このことから本事業を通じて、延べ40名が教育情報化コーディネータとしての資格を認定され、情報教育実践に関わる指導力を身につけたと言える。

[3] 障害児教育における指導・検査技術育成のための現職教員研修並びに教育相談事業

上越地域には難聴乳幼児を対象にした専門の相談機関がないことから、この「子どものきこえ相談室」の存在意義は極めて大きいと言える。参考資料として平成21年度の「きこえ相談室」のパンフレットを添付する(別添資料11-2-②-1「上越教育大学地域貢献事業 上越市「子どものきこえ相談室」パンフレット(平成21年度)」参考)。「上越地域難聴児サポートシステム構築会議」は平成18年度に立ち上げられた会議で、平成19年2月に第1回目の会議を開き、その後平成21年2月までに全部で7回の会議を開催している。参考資料として平成21年2月に開催された第7回会議の会議要項を添付する(別添資料11-2-②-2「第7回 上越地域難聴児サポートシステム会議要項」参考)。

〔4〕特別支援教育推進支援事業

上述した事業は、全国において喫緊の課題とされている、幼小中高等学校の通常の学級における特別支援教育の推進を主な目的としたもので、例年、地域の教員、保護者、保健福祉関連職種等、多くの参加者によって実施されてきた。特に、毎年開催される「特別支援教育フォーラム」は、平成17年度の企画段階から、4年間を見通した連続性のあるテーマを策定し実施してきた。すなわち、発達障害者における、幼児期から、学齢期、青年・成人期といった生涯にわたるテーマを、毎年、系統立てて企画し実施してきた。このような年度ごとの系統性のある企画は全国でもあまりみあたらず、本事業の成果として高く評価できる。さらに、フォーラムの結果を受けて、地域の学校や施設等から寄せられる相談について、本学教員がコンサルテーションを実施してきた。以上の諸事業について、毎年、参加者に対して、実施内容の満足度やフィーラムの企画内容に関するアンケートを行っており、特に、企画内容については、この4年間のフォーラムのテーマを決定する際に、有効な情報となっている。

- [5] その他の連携による事業及び他大学との連携による事業等
 - ・ 信州大学との連携はその都度必要な状況を踏まえて両大学にとって動きやすい体制で行動する事に なる。
 - ・ 新潟県立看護大学との連携事業は、教員間交流の一環としてフォーラムやシンポジウムなどが展開されると同時に、「はつらつ元気塾」の事業主体は平成21年度からNPO法人形式に移行するので、共催のあり方等を検討する必要がある。

観点11-2-③:活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

(観点・指標に係る状況)

[1] 現職教員支援のための「学校コンサルテーション」推進事業

活動の参加者として、本学教員数と学外参加者数からとらえることが可能である。教員側として十分確保されているとは言えないが、活動に支障をきたすほどにはなっていない。また、活動の成果もニーズを考えるとそれなりの成果があったと考えられる。教員数としては、参加可能な人材に限界があり、固定化しているのも事実である。また、他の業務と重なり、参加者の取組も年々下降気味であるのも否定できない。新規採用された教員に本学の社会貢献やサービスの意義を理解してもらうためのはたらきかけが必要になる。

一方,大学教員が実際に学校現場に出向き,教員や児童生徒に直接,指導助言しながら,共に活動を行うコンサルテーションは出前講座(平成17年68件,平成18年97件,平成19年91件,平成20年66件)を通じて派遣することも広く認知されるようになり,その要望も高くなってきた。

[2] 情報教育実践に関する指導力養成のための現職教員研修支援事業

<情報通信ネットワークを利用した遠隔交流>

① 情報化コーディネータコース

学校教育総合研究センターでの集合研修「情報教育勉強会(中級)ー情報化コーディネータ試験三級合格を目標に一」においてスクーリングを行い、遠隔システムへのアクセス方法、操作方法を説明し、コンテンツを自学自習用に提供した。このコースへの、のべ参加者数は、平成15年度0名(開催なし)、平成16年度全4回53名、平成17年度全6回60名、平成18年度全7回106名、平成19年度全7回31名、平成20年度全6回39名(ただし、情報メディア教育支援センターの講習会として実施)であった。

② 情報化マネージメントコース

学校教育総合研究センターでの客員研究講演会(年1回開催)への参加者に対して、遠隔システムとコンテンツの紹介をおこなった。このコースへの参加者数は、平成15年度0名(開催なし)、平成16年度8名、平成17年度21名、平成18年度16名、平成19年度15名、平成20年度0名(開催なし)であった。

③ 情報教育ベーシックコース

学校教育総合研究センターでの集合研修「情報教育勉強会(初級) - コンピュータ初心者のための I T入門塾-」においてスクーリングを行い、遠隔システムへのアクセス方法、操作方法を説明し、コンテンツを自学自習用に提供した。このコースへの、のべ参加者数は、平成15年度 若干名(試行的な自己研修のみ)、平成16年度 全5回 65名、平成17年度 全1回 21名、平成18年度 全1回 73名、平成19年度 全7回 31名、平成20年度(開催なし)であった。

<学校を基盤とした人的交流>

① 大学教員及び大学院生,学部学生の学校現場への派遣

本学が上越地区の学校と連携し、情報教育の改善及び学校の情報化に関して学校それぞれが抱えている現状に即した問題解決のための様々な取組を行った。各年度における各学校及び教育機関への派遣件数は以下のとおりであった。

平成15年度 (人的交流の取組なし,遠隔交流のみ)

平成16年度 上越市18件,妙高市0件,柏崎市0件,糸魚川市0件,他の地域0件,合計18件

平成17年度 上越市28件,妙高市3件,柏崎市0件,糸魚川市0件,他の地域1件(小千谷市),合計32件

平成18年度 上越市16件,妙高市3件,柏崎市7件,糸魚川市2件,他の地域0件,合計28件

平成19年度 上越市17件,妙高市0件,柏崎市9件,糸魚川市0件,他の地域0件,合計26件

平成20年度 上越市5件,妙高市7件,柏崎市10件,糸魚川市1件,他の地域0件,合計23件

[3] 障害児教育における指導・検査技術育成のための現職教員研修並びに教育相談事業

「子どものきこえ相談室」事業では平成17年度より開始され、毎月1回、相談会が開催されている。 毎回数名の相談が行われている。相談の内容は補聴器の装用調整、聴能・発音指導などである。これら は本事業がなければ難聴発見及び相談の流れに組み込まれなかった可能性があり、本事業の大きな成果 といえる。「上越地域難聴児サポートシステム構築会議」は「子どものきこえ相談室」事業を推進してい る中で必要性が協議され、医療・療育・福祉・教育の関係者が集まって立ち上がった事業である。平成1 9年度には会議が4回開催され、難聴児のサポートシステム・ネットワークを完成した。このネットワー クにより、上越地域の難聴乳幼児の「難聴の発見から教育」までの流れが地域内で共通認識され、連絡 網ができたことは非常に意義深い。

〔4〕特別支援教育推進支援事業

事業としては、毎年、本学301講義室で開催される特別支援教育フォーラムがあるが、平成17年度(平成18年3月25日開催)は、「新潟県の特別支援教育の推進のために一学校教育期におけるこれまでの実践から今後の方向性をさぐる一」(学校を支援する地域の専門機関の連携システムや取組について)、平成18年度(平成19年3月10日開催)は、「連続性・継続性のある支援体制の確立に向けて」(就学前療育、保育、就学支援に関わる現状と課題の検討)、平成19年度(平成19年12月15日開催)は、「連続性・継続性のある支援体制の確立を目指して一高等学校以後の現状と課題一」(高等学校・成人期における支援の現状と課題の検討)、平成20年度(平成20年12月13日開催)は、「連続性・継続性のある支援体制の確立を目指して一高等学校以後の豊かな社会参加を実現するために一」(高等学校期・成人期以降における支援の現状と課題の検討)を実施し、毎回の参加者を対象とした満足度や企画内容の希望の調査を行っているが、このアンケート結果を参考にして、毎回のフォーラムのテーマを設定している。

[5] その他の連携による事業及び他大学との連携による事業等

・国立大学法人上越教育大学と独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構中央農業総合研究センターとの研究・教育に関する交流協定

「栽培法」は、中学校教諭一種免許状(技術)に係る必修科目であり、充実した環境を有する当該 センターで実施することにより、効果的な学修が図られている。

・新潟県立看護大学と連携した教育プログラムの相互支援

上越市を交えて「食育フォーラムin上越」、「教育フォーラムin上越」等を開催している。また、新 潟日報社、新潟県上越地域振興局を加えて「上越はつらつ元気塾実行委員会」を組織し「上越はつら つ元気塾」を開催している。

(分析結果とその根拠理由)

[1] 現職教員支援のための「学校コンサルテーション」推進事業

本学の究極の活動の成果は学校教育現場や児童生徒に反映されるものであるため、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度だけからの判断で、活動の成果を簡単には述べることができない。現職教員支援のための「学校コンサルテーション」傘下で本学の実施している学校支援活動(出前講座:平成17年68件、平成18年97件、平成19年91件、平成20年66件、フォーラム各年2件等)を含めて考える必要がある。

本学の教員から、学校や子どもを対象とした指導や支援を期待する流れに十分に応じている。

[2] 情報教育実践に関する指導力養成のための現職教員研修支援事業

○各年度における研修等の参加人数, 実施件数の推移による分析

「情報通信ネットワークを利用した遠隔交流」では、平成16年度~平成19年度において、のべ利用者数の合計は250名にのぼった。このことから、本事業への参加者は十分に確保されていた状況であったといえる。ただし、初年度と最終年度においては、必ずしも参加者の確保は十分ではなかった。その理由として、平成15年度においては、事業開始年度で準備段階にあったことがあげられる。また、平成20年度においては、事業担当スタッフの所属母体である学校教育総合研究センターが改組されたことがあげられる。改組により学校教育現場とのインターフェース機能を損なったことが、参加者減に少なからず影響を及ぼしている。

また,「学校を基盤とした人的交流」では,平成16年度~平成20年度において,大学教員及び大学院生,学部学生の学校現場への派遣件数の合計は127件(上越市84件,妙高市13件,柏崎市26件,糸魚川市3件,他の地域1件)にのぼった。このことから,遠隔交流以上に人的交流において本事業への活動の成果があげられていた状況であったといえる。

○前年度からの継続件数による分析

「情報通信ネットワークを利用した遠隔交流」での年度毎の利用者数の推移をみると、平成16年度に情報教育ベーシックコース、平成17年度に情報化マネージメントコース、平成18年度の情報化コーディネータコースの利用者数が最大となっている。これはそれぞれのコンテンツが出来上がってからしばらくはその内容的なニーズが高かったことを示していると考えられる。同時に利用者が最大となった以降、参加者は継続的に減少を続けていることから、閲覧の対象となる母集団が限られてその後ニーズは飽和状態となったことが推察される。特に、ベーシック→コーディネータ→マネージメントとなるに従って専門性が増す傾向にあり、それに応じて閲覧者の母集団も規模が縮小していると考えられる。

「学校を基盤とした人的交流」での年度毎の利用者の推移をみると、ほぼ20件~30件で横ばいに学校支援を行っている。情報教育並びに学校の情報化に関わる学校支援のニーズは常に高く介在していると考えられる。特に、平成17年度は32件と最大であるが、この年は上越地域で第45回新潟県小・中学校学習指導研究大会、新潟県学校視聴覚教育研究大会(上越大会)が開催された年であり、上越地域の学校でのICT機器の活用に関して研修のニーズが特に高い年であった。今後も地域における研究大会や教育政策の動向によって生じるニーズへ応えていくことが望まれる。今回の事業の役割分担では、学校支

援の要請に対して常時窓口となり、フィールドへ出向くことのできる担当者は実質1名であった、人的 資源の制約から支援に応じることのできる上限が決まっていたとも考えられ、潜在的な支援要請のニー ズはより多いものと推察する。

また、大学の担当者と学校との信頼関係の構築の上に、学校支援は成り立っている。支援を通じて関係構築に成功した場合には、複数年に渡り継続して支援を要請されるケースが多くみられた。例えば、明治小学校での情報ボードを活用した授業の開発(平成16年度~平成18年度)、高志小学校での学校ホームページの作成・更新(平成17年度~平成19年度)、大瀁小学校での情報モラル教育の授業開発(平成17年度~現在)、枇杷島小学校での学生TTによるパソコンクラブの活動支援(平成18年度~現在)、等である。このようなリピーター的な支援要請の現況があることから、サービス享受者である学校現場の満足度は非常に高いものであると判断できる。

[3] 障害児教育における指導・検査技術育成のための現職教員研修並びに教育相談事業

「子どものきこえ相談室」毎月数名の相談が行われ、年間では30名前後の乳幼児が相談に訪れている。 そのうち継続的な指導が必要な難聴乳幼児に対しては上越教育大学の教員がフォローアップを行っており、平成21年度現在で4名の難聴児が継続相談の対象になっている。「上越地域難聴児サポートシステム構築会議」についてはこれまでの会議の開催状況と協議内容を示す。参考資料として第4回会議の会議資料を添付する(別添資料11-2-③-1「第4回 上越地域難聴児サポートシステム構築会議資料」参考)。

第1回会議 平成19年2月7日 「上越地域難聴児サポートシステム構築会議」の趣旨説明

第2回会議 平成19年5月9日 各機関における難聴児支援の現状についての情報交換

第3回会議 平成19年7月11日 難聴児の発見から就学までの流れの現状分析

第4回会議 平成19年10月10日 関係諸機関の連携の在り方の検討、ネットワーク作成

第5回会議 平成20年2月13日 システム運営に関する協議,相談児の個人ファイルの作成

第6回会議 平成20年7月9日 システム運営に関する協議と各機関からの相談実績の報告と意見交換

第7回会議 平成21年2月25日 各機関からの教育相談実績の報告と意見交換

[4]特別支援教育推進支援事業

特別支援教育フォーラムは、毎回、200名以上の参加者があり、また毎年連続して参加する教員、保護者、福祉関係者が多かった。また、このフォーラムの後半部分で毎回実施しているシンポジウムでは、上越地域の各自治体や教育委員会の取組を、関係者にパネルディスカッションを通して報告いただき、その成果について、参加者や学外からの専門家とともに検討している。これらの試みが、地域の自治体や学校の取組のレベルアップに貢献していると考えられる。

[5] その他の連携による事業及び他大学との連携による事業等

・国立大学法人上越教育大学と独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構中央農業総合研究センターとの研究・教育に関する交流協定

「栽培法」は、中学校教諭一種免許状(技術)に係る必修科目であり、充実した環境を有する当該センターで実施することにより、効果的な学修が図られている。(別添資料11-2-3-2「平成18年度~平成20年度栽培法に関する授業アンケート」参照)

・新潟県立看護大学と連携した教育プログラムの相互支援

各種フォーラム及び上越「はつらつ元気塾」などの共催事業等を通じて地域コミュニティーの連携を 強め、地域の教育力の充実が図られている。

観点11-2-④:改善のためのシステムがあり、機能しているか。

(観点・指標に係わる状況)

[1] 現職教員支援のための「学校コンサルテーション」推進事業

地域連携推進室会議を定期的(平成17年度6回開催,平成18年度5回開催,平成19年度4回開催,平成20年度3回開催)に開催しており、その中で各事業の参加者数、テーマ、開催時期などの実績から、常に事業の見直し・改善を行う体制が確立している。また、時代や地域のニーズにも適切に対応できる機能を持っている。例えば、平成21年には、上越市教育委員会等との間に連絡会議が開催されたが、そのような地域の要望にも柔軟にスムーズに対応できる体制が整っている。現職教員支援のための「学校コンサルテーション」を基本として、教育現場の教員にとって知りたい情報、必要な情報を意識しておくこと、つまり、大学としても教育現場のニーズを押さえておくことについて、事業の点検と見直しも必要である。

[2] 情報教育実践に関する指導力養成のための現職教員研修支援事業

学校支援当日の事前・事後において、連携先の学校を訪問する。その場において、当該校の校長や教務主任との意見交換を通じた聞き取り調査により研修内容の見直し、学校現場が直面している課題等を調査している。また、教育政策の動向の把握を常に行い、関連したテーマを扱った学校教育総合研究センターでの客員講演会や集合研修において、参加者とのフリートークの場を設けることで、支援の内容を検討している。情報教育に関わる内容は、情報技術の発展や情報社会の変革により、時々刻々と変わりゆくものである。そのため、常に先導的な情報提供を行っていかねばならず、上述の聞き取り調査や教育政策の動向に即した改善のためのシステムは必要不可欠なものと言える。

[3] 障害児教育における指導・検査技術育成のための現職教員研修並びに教育相談事業

平成19年度に上越地域難聴児サポートシステムが完成し、稼働しているが、平成20年度からは年1~2回「上越地域難聴児サポートシステム構築会議」を開催し、各機関からの実情報告及びシステムの改善を行っている(別添資料11-2-②-2「第7回 上越地域難聴児サポートシステム会議要項」参照)。この会議の出席者に「子どものきこえ相談室」を運営している者が複数含まれており、難聴児サポートシステムが「子どもきこえ相談室」の活動と深く関わっていることから、この「上越地域難聴児サポートシステム構築会議」において「子どものきこえ相談室」についても協議を行っており、改善が必要な場合は解決策を協議している。

〔4〕特別支援教育推進支援事業

4年間の事業について、毎年度の地域連携推進室会議において、事業の結果の報告と成果の分析が行われている。そこで「特別支援教育フォーラム」のテーマについても見直しが行われている。

[5] その他の連携による事業及び他大学との連携による事業等

・国立大学法人上越教育大学と独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構中央農業総合研究センターとの研究・教育に関する交流協定

「栽培法」については、履修者による授業評価が実施され、授業の改善がはかられている。

・新潟県立看護大学と連携した教育プログラムの相互支援 各種フォーラムの実施計画を立てる段階において関係者が打合せを行っている。

(分析結果とその根拠理由)

[1] 現職教員支援のための「学校コンサルテーション」推進事業

地域連携推進室会議において各事業が常に検討され、廃止する事業や新規に加わる事業 (コンピュータを用いた相談事業を廃止し、直接的な出前講座を中心とする相談事業) も見られるなど改善がはかられていることから、改善のためのシステムは機能しているといえる。

[2] 情報教育実践に関する指導力養成のための現職教員研修支援事業

「情報通信ネットワークを利用した遠隔交流」では、教育政策の動向に対応させて、対象者を情報主任から一般の教員、事務職員、学校管理職へと広げてコンテンツの開発を行っている。また、「学校を基盤とした人的交流」では、平成16、17年度には「デジタルコンテンツの日常的活用(e-Japan戦略、教育の情報化の推進)」、平成18、19年度には「情報モラル教育(情報の影への対応)」と、学校現場が直面している問題点に応えるかたちで支援の重点領域を定めている。これら柔軟な研修体制によって、学校現場へ適切な支援を具現していると考える。

[3] 障害児教育における指導・検査技術育成のための現職教員研修並びに教育相談事業

上越地域難聴児サポートシステムが機能し、「上越地域難聴児サポートシステム構築会議」が開催され、 各機関からの実情報告及びシステムの改善がはかられている。以上から、改善のシステムは機能しているといえる。

[4]特別支援教育推進支援事業

4年間の事業について、毎年度の地域連携推進室会議において、事業の結果の報告と成果の検討が行われている。「特別支援教育フォーラム」については、参加者の感想や意見なども参考にして、随時アップデートしていくように設定している。その結果として、障害者のライフステージにそった重要なテーマが企画されて現在に至っているので、改善のシステムは十分に機能していると考えられる。

- [5] その他の連携による事業及び他大学との連携による事業等
 - ・新潟県立看護大学と連携した教育プログラムの相互支援 連携協議会及び部会は開催されておらず、改善のシステムの構築を検討する余地がある。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

[1] 現職教員支援のための「学校コンサルテーション」推進事業

出前講座の要請数に見られるように、地域からのニーズは高く、本学の地域貢献はそれに応えていると言える。地域連携推進室から、新潟県教育委員会、市町村教育委員会、各小・中・高等学校、特別支援学校、マスコミ機関等に出前講座案内や各講習会要項その他講演会案内等を配付し、地域からの要望を受け止める窓口としての組織的な地域連携の確立から、各研究室レベルでの各学校との連携へも進ん

でおり、中期目標で重視されている「臨床的研究」を目指す大学と地域とが密接に関わるようになっている。

[2] 情報教育実践に関する指導力養成のための現職教員研修支援事業

本事業では学校を基盤とした人的交流と情報通信ネットワークを利用した遠隔交流の相補的な運営を通じて、学校と大学の互恵的地域連携モデルの提案についても行っている点で優れている。具体的な研究成果として、「学校と大学の互恵的地域連携モデルに基づく大学講義改善のための教材開発とその効果ー地域における学校の情報化支援活動を基盤にした教師の実践知の教材化の方法ー」(上越教育大学研究紀要、第27巻、井上・益子、2008)、「学部教職科目における推測活動を重視した実践事例の教材化」(日本教育工学会論文誌、Vol.32、Suppl.,井上・益子、2009)がある。

[3] 障害児教育における指導・検査技術育成のための現職教員研修並びに教育相談事業

これまで上越地域(上越市,妙高市,糸魚川市)では難聴乳幼児が発見されてもその後どこに連絡すればよいか,どのように療育や就学に繋げていくかのネットワークがなく,各機関で独自に模索する状態であったが,本事業により難聴幼児のサポートシステムが完成し,医療,療育,福祉,教育の各機関の連携がスムーズに行われるようになった。このことは本地域にとって画期的であり,非常に意義深いことである。

〔4〕特別支援教育推進支援事業

本事業は、我が国の教育現場において、喫緊の課題である、特別支援教育の地域における支援力の推進を目指したものである。現在の教育現場のニーズに合致したものであり、さらに毎年の事業については、地域の教育関係者、保護者、福祉関係者等の支持を受けていることから、成果は十分に見られていると考えられる。

[5] その他の連携による事業及び他大学との連携による事業等

・新潟県立看護大学と連携した教育プログラムの相互支援 各種フォーラム及び上越「はつらつ元気塾」などの共催事業等を通じて連携の強化が模索されている。

(今後の検討課題)

[1] 現職教員支援のための「学校コンサルテーション」推進事業

本学における地域連携事業の重要性について,全学的に周知されているとは言いがたい状況下にあり, 特定の教員に負担の偏りが見られる。学内での人材評価を含めた改善や事業の更なる広報が必要である。

[2] 情報教育実践に関する指導力養成のための現職教員研修支援事業

大学の担当者と学校との信頼関係を構築する上での学校支援を継続していきたい。単に大学側が学校へサービスを展開する枠組みだけではなく、相互に「実効的なもの」を基盤とした互恵的な関係(recip rocal relationship)構築をさらに突き詰めていく必要がある。

[3] 障害児教育における指導・検査技術育成のための現職教員研修並びに教育相談事業

本事業に関係する諸機関のスタッフのほとんどが公務員であるため、年度ごとに関係者の人事異動が

ある。そこで、本サポートシステムの運営を継続的に維持するための引き継ぎシステムの確立が今後の 検討課題である。

〔4〕特別支援教育推進支援事業

フォーラムの企画と運営については、現在、4名の本学教員が実質的に行っている。また、地域の学校や福祉機関等へのコンサルテーションについても、現在の所、この4名が中心となって実施している。 毎年、学校や福祉機関からの要請が高まり、ニーズに対応する本学教員の人数が足りない状態である。 今後は、非常勤のスタッフを充当するなどして、運営が円滑に行われるよう、システムを再検討する必要がある。

- [5] その他の連携による事業及び他大学との連携による事業等
 - ・新潟県立看護大学と連携した教育プログラムの相互支援

連携協議会をすみやかに開催し、設置構想を含め、連携について再度検討する必要がある。科目の協同 運営や教育・文化・福祉を通じたさらなる地域への積極的な貢献が必要と考えられる。

- 3 基準11-3:大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービス(科目等履修生制度、聴講生制度、公開講座、資格関係の講座、図書館開放等が考えられる。)が適切に行われ、成果を上げていること。
- (1) 観点・指標ごとの分析
 - 観点11-3-①:大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的 方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。
 - [1] 正規課程学生以外の修学制度(科目等履修制度,聴講生制度等)

(観点・指標に係る状況)

(1) 正規課程学生以外の修学制度(科目等履修制度, 聴講生制度)

社会人,他大学の学生,他機関研修生等,多様な正規課程学生以外の修学ニーズに応えるために,1) 科目等履修生制度(学部・大学院),2)特別聴講学生制度(学部・大学院),3)特別研究学生制度(大学院),4)研究生制度(大学院),5)私学研修員,専修学校研修員,公立高等専門学校研修員及び公立大学研修員の受入れ制度がある(別添資料11-3-①-1「国立大学法人上越教育大学学則(抜粋)」から11-3-①-14「研究生募集のホームページ」参照)。開設授業科目一覧はHPで公開されている(別添資料11-3-①-15「上越教育大学HPのシラバスページ」参照)。

- ・中期計画の131「教育相談窓口の充実、オフィスアワーの充実を図る」にあるように、学生からの教育相談に対応できる窓口が恒常的に開設されている。本学の事務局事務分掌にあるように、教育支援課教務支援担当3人と教務情報担当1人が配置されており、科目等履修生、研究生の履修指導に関することを所掌している(別添資料11-3-①-16「上越教育大学事務局等事務分掌細則(抜粋)」第3章学務部、教育支援課、参照)。また、学生なんでも相談窓口や意見箱が設置されている(別添資料11-3-①-17「上越教育大学HPの学生相談」、別添資料11-3-①-18「意見箱投書の対応フロー」参照)。
- ・また、オフィスアワーが導入されているので、科目等履修生、現職以外の研究生も利用することが できる。

(分析結果とその根拠理由)

正規課程学生以外の修学制度は適切である。社会人,他大学の学生,他機関研修生等,多様な正規課程学生以外の修学ニーズに応えるために,1)科目等履修生制度(学部・大学院),2)特別聴講学生制度(学部・大学院),3)特別研究学生制度(大学院),4)研究生制度(大学院),5)私学研修員,專修学校研修員,公立高等専門学校研修員及び公立大学研修員の受入れ制度が整備されている。科目等履修生に関しては本学で開講されている講義・演習・実習等のすべてが履修可能であり,研究生に関しては全教員(助手は除く。)が受け入れる体制となっている。また,協議に基づいて他大学・大学院の学生を特別聴講学生又は特別研究学生として受け入れることができる。ただし,私学研修員等の受入れに関しては,規定は整備されているが(別添資料11-3-①-2「上越教育大学私学研修員,専修学校研修員,公立高等専門学校研修員,公立大学研修員及び教員研修センター研修員受入規程(各種様式は省略)」参考),利用実績はない。

学生からの教育相談に対応できる窓口が恒常的に開設されているし、規定集、募集案内、開設授業科目、教員の研究テーマがHPで公開されているので、科目履修制度等の正規課程学生以外の修学制度はおおむね周知されていると思われるが、さらに他の媒体を使ってPRする必要もあるだろう。

[2] 公開講座, 資格関係の講座等

(観点・指標に係る状況)

地域連携推進室で取り扱い実施している社会に対する教育サービスには,本学主催の公開講座・出前講座・文部科学省委託事業の学校図書館司書教諭講習・文部科学省委託事業の特別支援学校教員専門性向上事業による免許法認定講習の他,上越市と共催で行っている文化講演会や市民大学,県教委に委託されて行っている新潟県及び富山県免許法認定講習,にいがた連携公開講座,地元のテレビ局との共催で実施しているテレビ公開講座等があげられ,他機関及び地域の要請に応じ教員が知的資源を広く地域に提供している。

なお,本事業の目的と計画の周知については,受講案内,ポスター,募集要項等を新潟県内の小学校, 中学校,高等学校その他の学校,市町村教育委員会等に郵送し周知している。

(分析結果とその根拠理由)

上記の中で、本学が独自に行っている公開講座及び出前講座に焦点を絞って分析を試みる。

(1) 公開講座

本講座は、毎年立案方針を見直し、それを全教員に公募という形で周知することにより、次年度の実施計画を策定している(別添資料11-3-①-19「平成20年度公開講座立案方針」、別添資料11-3-①-20「平成21年度公開講座立案方針」参考)。

平成16年度から、現職教員の資質向上及び専修免許状取得のための学修の機会を提供するため、免許法認定公開講座を開設している。これは、大学院の授業(理科野外観察指導実習A~J)の一部を一般市民に開放したもので、内容は上越近隣の自然観察・実習である。

さらに、平成17年度から、特別支援学校教諭の免許法認定公開講座を実施している。特別支援教育における「個別の指導計画作成法と活用法」に関する公開講座を始めたきっかけは、平成11年3月告示の盲・聾・養護学校学習指導要領で、自立活動の指導実施にあたり、個別の指導計画作成が義務づけられたため、その方法論を伝えようと考えたからである。改正学校教育法等で小・中・高等学校等における特別支援教育の推進が明示され、新学習指導要領では小・中学校等でも指導計画を個別に作

成して指導にあたることを求めており、本講座のニーズは大きくなっている。さらに、平成19年度からは、特別支援教育を中心として、応用行動分析に基づく教育実践の試みも実施している。平成19年度は特別支援教育がスタートしたこと、またLD・ADHD等発達障害への関心が高まっていることからも、特別支援教育関連の各講座は多くの参加者がある。(小・中・高等学校の教員の受講の割合が大変高い)

また、平成16年度より、公開講座を本学の本務とし、評価の一項目に加えたことは、大学として組織的に取り組んでいる証といえよう。

平成17年度は、公開講座の目的の見直しを行い、それまで、「大学開放事業及び生涯学習事業の一環 として開設」という抽象的だった目的を

- 1. 生涯学習・大学開放事業として、地域住民に知的エネルギーを与え、人生を楽しむ「こつ」を伝授することを目的に、多くの市民が参加しやすいように配慮した講座を開設する。
- 2. 教員養成大学の特性を生かし、現職教員のニーズに合わせた研修内容を設定し、内容に応じて、 講師と受講者の双方向的な交流ができるように配慮した講座を開設する。

といった具体的な目的に改めた。このことにより、地域住民に対する大学の役割が明確化し、教員養成大学としての特性を生かした講座の開設が期待されるとともに、受講者からも学ぶというシステムを生かし、地域に密着した教育・研究の一助となることが可能である。平成16年11月、教員全員に、この目的を盛り込みメールで公募したことを踏まえ、平成17年度以降も毎年11月頃公募を行い、一般公開講座、免許法認定公開講座とも多くの講座の計画が提出され、実施できたということは、教育の地域貢献に対する意識の高さを表している。5年目を迎えた平成21年度には、具体的目的が浸透し、地域住民を主たる対象とする講座、現職の教員を主たる対象とする講座、小・中・高校生を主たる対象とする講座内容の充実が見られる。

(2) 出前講座

この講座は、本学の研究成果を地域社会に還元するため、地域の教育関係機関等の求めに応じ出向して講義等を行うもので、平成14年度にスタートし、平成21年度で8年目となる。平成14年度、15年度は、上越市近郊に限り行い、本学で旅費を負担していたが、平成16年度から、新潟県内に拡大し、旅費のみ依頼者から負担してもらい実施している。また、平成20年度から受講対象に企業を加え、新潟県内諸学校以外は出前講座講習料として、1講座当たり20、000円を負担してもらっている。平成20年度からは出前講座実施要項を学内規則として位置づけ制定した(別添資料11-3-①-21「平成19年度上越教育大学出前講座実施要項」、別添資料11-3-①-22「平成20年度上越教育大学出前講座実施要項」、別添資料11-3-①-23「上越教育大学出前講座実施要項」参考)。

これも公開講座と同様に本務扱いとし、平成17年度以降は申込み期限を定めず随時受付け実施している。

この制度は、現場教師に対する研修、あるいは各小・中・高の児童・生徒に大学の持つ知的資源を与えるという教育サービスを行っているだけでなく、現場との交流から、今現場の抱えている問題やニーズを把握するために、また、臨床研究の場を獲得するために重要な意味をもつものと考えられる。

[3] 図書館開放等

(観点・指標に係る状況)

附属図書館においては, 正規課程以外の学生に対しても, 正規課程学生と同等のサービスを提供する

こととしている。また、地域の一般市民へもサービスを提供することとしている。これらのサービス方針は規程類に明示し、サービス内容をホームページで公開している(別添資料11-3-1-24「上越教育大学附属図書館利用規程」、別添資料11-3-1-25「上越教育大学附属図書館利用細則」、別添資料11-3-1-26「上越教育大学附属図書館ホームページ(学外者利用案内)」参照)。

(分析結果とその根拠理由)

科目等履修生、特別聴講学生等に対するサービスが正規課程学生と同等であること、及び地域の一般 市民へも図書館サービスを提供することについては、利用規程・利用細則に明示されている。

図書館サービスの内容については、学内用・学外用それぞれの利用案内を作成し図書館で配布し、また、図書館ホームページでも公開している。規程類についてもホームページで公開している。

観点11-3-②:計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

[1] 正規課程学生以外の修学制度(科目等履修制度,聴講生制度等)

(観点・指標に係る状況)

科目等履修生と現職教員以外の研究生の受入れ状況はそれぞれ別添資料11-3-2-1 「科目等履修生受入れ状況」,別添資料11-3-2-2 「研究生(現職教員以外)の受入れ状況」のとおりである。別添資料11-3-2-3 (「特別研究学生受入れ状況及び特別聴講学生受入れ状況」)では特別研究学生受け入れ状況及び特別聴講学生受入れ状況」)

別添資料11-3-②-1「科目等履修生受入れ状況」のa)年度別では、平成17年度から21年度までの科目等履修生の受入れ状況を示している。その資料によると、17年度以降、履修生が若干減少していることがわかる。圧倒的に大学院の科目より、学部の科目を多く受講しており、その受講者の内訳として、毎年、45%から69%が、現職以外の大学院生である。次に多い受講生は、現職の大学院生である。すなわち、大学院生が、科目等履修生の半分以上を占めている。学外の現職教員の科目等履修生は、18年度以降は0名になった。

別添資料11-3-2-1「科目等履修生受入れ状況」のb)履修科目・履修単位において、過去5年間、毎年、学部の場合、平均取得科目数は $4\sim7$ 科目、平均単位数は $9\sim14$ 単位である。大学院の履修科目数は、毎年、平均 $2\sim4$ 科目、 $2\sim8$ 単位である。

別添資料11-3-2-1「科目等履修生受入れ状況」のc)入学目的では、科目等履修生の $25\sim88\%$ が教員免許取得のためであることがわかる。次に、資格を取得のため、その他(生涯学習等)が入学目的である。

別添資料11-3-2-1「科目等履修生受入れ状況」のd)は単位取得状況を示している。学部は97%、大学院は100%の非常に高い単位取得率である。

基準11-1では、現職教員の研究生が言及されているが、基準11-3では、現職教員(内地留学生)以外の研究生にも言及したい。

別添資料11-3-②-2「研究生(現職教員以外)の受入れ状況」のa)では、年度別の受入れ状況が示されている。平成17年度では研究生の約半分が外国人留学生であったが、それ以降は留学生の方が減少気味である。次に多いのが、現職教員の内地留学生である。そのほかの一般社会人の研究生の人数は、毎年数名で少ない。受入れ人数は、過去5年間、毎年、現職教員(内地留学生)以外の研究生は20名程度で、適正な数と考えられる。

コース等別にみていくと、別添資料11-3-②-2「研究生(現職教員以外)の受入れ状況」のb)コ

ース等別からわかるように、研究生を受け入れているコース等は、過去5年間、技術、学校ヘルスケア (平成18年新設)、教育実践リーダー (平成20年新設)を除いて、すべてのコース等で研究生を受け入れ ていることがわかる。比較的多いのは、特別支援教育(名称が平成18年までは障害児教育)、学習臨床、社会、心理臨床のコース等である。

現職教員(内地留学生)以外の研究生の研究課題は別添資料11-3-②-4「研究生(現職教員以外)の研究課題一覧」のc)研究課題で示されている。毎年、外国人留学生の研究生による、日本と外国の教育や文化等の比較研究が目立つ。課題は多岐に及んでいる。

特別研究学生と特別聴講生の受け入れ状況は、別添資料11-3-②-3「特別研究学生受入れ状況及び特別聴講学生受入れ状況」の特別研究学生や特別聴講学生の受入れ状況が示すように、人数は、それぞれ、過去5年間の合計が0名、20名であり、きわめて少ない。特別聴講学生においては、すべて外国人留学生であることは、注目すべきである。

(分析結果とその根拠理由)

適切に活動が実施されている。根拠理由として、上記の別添資料11-3-②-1「科目等履修生受入れ状況」、別添資料11-3-②-2「研究生(現職教員以外)の受入れ状況」、別添資料11-3-②-4「研究生(現職教員以外)の研究課題一覧」において過去5年間の科目等履修生の受入れ状況、履修科目や単位数、目的、科目等履修生の単位取得率、現職教員以外の研究生の受入れ状況、コース等別、研究課題、から判断して、正規課程学生のための学習機会を、正規課程学生以外の者に対して広く提供していることがわかる。中期目標に「大学の提供するサービスのユーザーであるとともに、大学に対する社会的要請の重要な発信者としての学生の学習を積極的に支援する」とあるように、正規の課程以外の現職教員やそのほかの一般の社会人の受講は、平成17年度から21年度はほぼ10名以下であったが、年によって変動があるため一概に減少気味とは言いがたい。しかし、科目等履修生の内訳の半分強は過去5年間、正規の課程の大学院生であることを考えると、学外からの科目等履修生の増加を今後は期待していきたいところである。

科目等履修生に関しては、教育実習を除き本学で開講されている講義・演習・実習等のすべてが履修可能であり、本学大学院学生が科目等履修生となる場合は、教育実習を履修することができる(別添資料11-3-①-4「上越教育大学科目等履修生取扱細則(各種様式は省略)」第4条及び第5条、参照)。また、科目等履修生及び研究生に関しては、審査の上、原則として希望する者全員を受け入れている(別添資料11-3-①-3「上越教育大学科目等履修生規則」から11-3-①-8「上越教育大学研究生取扱細則(各種様式は省略)」の規則・細則参照)。本学の優れた教育関係の科目又は研究指導を他大学・大学院の学生に特別聴講学生又は特別研究学生として提供している。しかし、協議に基づいて他大学・大学院の学生を特別聴講学生又は特別研究学生として受け入れているが、少数であるので、PRが必要である。また、私学研修員等の受入れに関しては、規定は整備されているが、利用実績はない。

中期計画の131「教育相談窓口の充実、オフィスアワーの充実を図る」にあるように、学生からの教育相談に対応できる窓口が恒常的に開設されている。オフィスアワーはHPで公開されていないので、科目等履修生、研究生は知ることができない。よって、今後は、全学的な制度として科目等履修生、研究生も利用できるように配慮する必要があるかどうかの検討が望まれる。

[2] 公開講座, 資格関係の講座等

(観点・指標に係る状況及び分析結果とその根拠理由)

(1) 公開講座

平成16年度には、新たに、現職教員を対象とする免許法認定公開講座が10講座新設された他、平成17年度から特別支援教育に関する免許法認定公開講座が増加になっている。平成17年度から平成21年度までの推移を見ると、免許法認定公開講座が増加するとともに主に現職教員を対象とする現職教員講座が減少しているのがうかがえる。また、小・中・高校生を主たる対象とする特別公開講座も数を増し、本学の教員養成大学の特性を生かした講座が計画実施されていることがわかる。

また,「『小学校英語』進め方入門」等,現職教員と一般市民との交流を狙ったものもあるが,参加者からは,現職教員向けのものと一般市民向けのものとは別の企画に意識されている様子である。

加えて、「いのち再考」は、新潟県立看護大学と本学の教員とが共同で計画実施したものであり、年度計画でうたわれている看護大との連携の一端を遂行している。平成18年度からは、シンポジウム形式にバージョンアップし、地域貢献特別支援事業として発展してきている(別添資料11-3-2-5 「平成20年度公開講座実施計画」、別添資料11-3-2-6 「平成21年度公開講座実施計画」、別添資料11-3-2-7 「平成18年度~平成21年度いのち教育フォーラム」参照)。

(2) 出前講座

平成17年度56講座開設,平成18年度63講座開設,平成19年度61講座開設,平成20年度63講座開設,平成21年度69講座開設,といった実施計画をみてもわかるように多くの教員が,この講座の趣旨に賛同し参加している。内容も,教員を対象としたものが圧倒的に多く,「現職教育の研修を通じてその資質向上を図ることを使命とする」といった大学の基本的な目標を,学外にも適応させていることが分かる。なお,高校生の進路指導に関係し,教職への意識化に関わるテーマで開設しているものは,学生の掘り起こしに意味のあるものといえよう(別添資料11-3-②-8「平成20年度出前講座実施計画」,別添資料11-3-②-9「平成21年度出前講座実施計画」参照)。

[3] 図書館開放等

(観点・指標に係る状況)

規定の図書館サービスを、毎年確実に実施している。平成20年度においては、年間349日開館した。

(分析結果とその根拠理由)

図書館の開館時間は、授業期平日が9時から22時、休業期平日が9時から17時、土日祝日が11時から17時となっている。平成17年度から授業期の日曜開館と夏季休業期の土日開館を実施した。平成18年度からは祝日開館と春季休業期の土日開館を実施した。地域の一般市民への貸出は平成16年10月から開始した。

- 観点11-3-③:活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。
- [1] 正規課程学生以外の修学制度(科目等履修制度, 聴講生制度等)

(観点・指標に係る状況)

別添資料11-3-②-1 (「科目等履修生受入れ状況」)の科目等履修生の受入れ状況,及び別添資料11-3-②-2 (「研究生(現職教員以外)の受入れ状況」)の現職教員以外の研究生の受入れ状況から,30~60名の科目等履修生及び10~20名の現職教員以外の研究生(学外一般と外国人)を受入れていることがわかる。毎年,40%から70%が,正規の課程の大学院生である。正規の課程の学生が,科目等履修

生の半分以上を占めている。学外の現職教員の科目等履修生は、平成18年以降は0名である。また別添資料11-3-②-3(「特別研究学生受入れ状況及び特別聴講学生受入れ状況」)の特別研究学生受け入れ状況から、ゼロであることがわかる。別添資料11-3-②-3(「特別研究学生受入れ状況及び特別聴講学生受入れ状況」)の特別聴講学生受入れ状況からは、過去5年、毎年2名から7名の特別聴講学生を受け入れていることがわかるように、特別研究学生と特別聴講学生が少ないがこの5年間では若干増えている。

単位取得率については、科目等履修生については、単位取得率93%以上で、受講した科目については、 ほぼ全部の科目の単位を取得している(別添資料11-3-2-1「科目等履修生受入れ状況」のd)の単 位取得率、参照)。

また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか、については、別添資料11-1-③-2「正規課程以外の学生に係る「学生による授業評価アンケート結果」等に基づく報告」において、非正規学生(科目等履修生)を抽出し、授業評価結果の比較・分析を行っており、全体の評価より非正規学生(科目等履修生)の評価が全般的に高く、成果が上がっているものと考えられる。

(分析結果とその根拠理由)

優れている。科目等履修生、現職以外の研究生については、入学者数から判断して、活動の参加者が十分なものとなっている。それは、別添資料11-3-②-1「科目等履修生受入れ状況」、別添資料11-3-②-2「研究生(現職教員以外)の受入れ状況」から、判断できる。しかし、特別聴講学生、特別研究学生の入学者数は極めて少ないので、今後、学外にさらにPRをする必要がある(別添資料11-3-②-3「特別研究学生受入れ状況及び特別聴講学生受入れ状況」参照)。

科目等履修生については、単位取得率93%以上から判断して、意図した活動の成果が十分達成されている(別添資料11-3-②-1「科目等履修生受入れ状況」のd)の単位取得率、参照)。

別添資料11-1-3-2「正規課程以外の学生に係る「学生による授業評価アンケート結果」等に基づく報告」の参考資料1-3, 2-3より,全体の評価より非正規学生(科目等履修生)の評価が,「自身の取り組み」,「授業の方法・内容への評価」ともに高く,授業への意欲及び授業への満足度がうかがえることから,活動の成果が上がっていると考えられる。

[2] 公開講座, 資格関係の講座等

(観点・指標に係る状況及び分析結果とその根拠理由)

(1) 公開講座

別添資料11-3-3-1「公開講座(一般公開講座・現職教員講座)実施状況(平成16年度~平成20年度)」は、大学院の授業を一般に公開している理科野外観察指導実習を除く公開講座の実施状況であるが、平成17年度から、定員に対する受講者の充足率は全体的にみると50%とかなり低い率であるため、まだまだ改善の必要はあるが、大学の立地条件から判断して、活動の成果は上がっているといえるのではないかと思われる。

ただし、現職教員を対象とした講座についての受講者の数が少ないのは、単に現場の先生の多忙さが原因であるだけではないと思われ、教員免許状更新講習の講習内容、新潟県教育委員会開催の講習、特別支援教育の新たな対象である学習障害(LD)や、注意欠陥・多動性障害(ADHD)等の需要を探って見る必要がある。

大学院の授業を一般に開放している理科野外観察指導実習については、専門的内容であるため、高等学校教員等の専門性を高める対象になっている(別添資料11-3-3-2「平成19年度公開講座及び免許法認定公開講座(理科野外観察指導実習)実施状況」、別添資料11-3-3-3-3「平成20年度公開講座及び免許法認定公開講座(理科野外観察指導実習)実施状況」参照)。

(2) 出前講座

平成15年度までは上越近郊に限って行っていたため、年間15機関20講座と少なかったが、平成16年度から新潟県内に拡大したため、平成16年度は年間43講座実施、平成17年度は年間68講座実施、平成18年度は年間97講座実施、平成19年度は年間91講座実施、平成20年度は年間66講座実施、平成21年度は7月上旬において既に30講座の申込みを受け付けている。

内容は、教員研修、総合学習や進路指導の一環として、PTA活動として等、様々である。地域も上越近郊ばかりでなく、中越・下越と県内に広がり、地域に頼られる大学として着実に地盤をかためているといえる。特に、高等学校から、生徒の進路選択のための学習の一つとしたいとの要望が増えていることは、注目できる(別添資料11-3-3-4「平成19年度出前講座実施状況」、別添資料11-3-3-5「平成20年度出前講座実施状況」参照)。

[3] 図書館開放等

(観点・指標に係る状況)

平成20年度の学外者の図書館利用は、延べ入館者数は5,536人、貸出冊数は2,139冊であった(別添資料11-3-3-6「学外者利用状況の推移」参照)。

(分析結果とその根拠理由)

学外者の入館者数は平成16年度以降毎年5~6千人であり、常に全入館者の5%を超えており、ある程度定着していると見られる。

観点11-3-④:改善のためのシステムがあり、機能しているか。

[1] 正規課程学生以外の修学制度(科目等履修制度, 聴講生制度等)

(観点・指標に係る状況)

科目等履修生のみに焦点をあてた評価や改善のためのアンケートは、別添資料11-1-3-2「正規課程以外の学生に係る「学生による授業評価アンケート結果」等に基づく報告」以外には特に実施されていない。しかし、授業に関して言えば、学生による授業評価アンケートにより、他の学生と同様に実施されている。(別添資料11-3-4-1「平成20年度学生による授業評価実施要項」、別添資料11-3-4-1「平成20年度学生による授業評価実施要項」、別添資料11-3-4-1「平成20年度学生による授業評価実施要項」、別添資料11-3-4-1

(分析結果とその根拠理由)

正規学生と同時ではあるが、学生による授業評価アンケートを行うことにより、問題点を把握し、その結果を教員にフィードバックすることにより授業の改善を図っていることから、改善のためのシステムは、機能していると考えられる。

[2] 公開講座, 資格関係の講座等

(観点・指標に係る状況及び分析結果とその根拠理由)

(1) 公開講座

受講者に対して、2つの調査を行い、その集計結果を次年度の計画作成のための参考資料としている。 1 つは、公開講座申込書による年代別内訳と参加地域の調査(別添資料11-3-4-3 「公開講座受講者調査について(平成18年度)」、別添資料11-3-4-4 「公開講座受講者調査について(平成19年度)」、別添資料11-3-4-5 「公開講座受講者調査について(平成19年度)」が考・・・①)、1 つは、受講者に講座終了時に提出してもらっているアンケートの調査(別添資料11-3-4-6 「平成19年度公開講座(一般)アンケート集計結果」、別添資料11-3-4-7 「平成19年度公開講座(一般)アンケート集計結果」、別添資料11-3-4-7 「平成19年度公開講座(一般)アンケート集計結果」が考・・・②)である。②については、室での検討資料とするばかりでなく、各担当講師に配付し次回の計画作成の際の参考としてもらっている。

以下,具体を説明する。

- 別添資料11-3-④-3 「公開講座受講者調査について(平成18年度)」, 別添資料11-3-④-4 「公開講座受講者調査について(平成19年度)」, 別添資料11-3-④-5 「公開講座受講者調査について(平成20年度)」より次のことがわかる。
 - ・一般公開講座の参加者・・・ 男性は高齢者が多いことより、仕事の一線を退いた方が次の生き 甲斐を求めて参加する傾向がみられる。

女性は30代から50代まで幅広く、また参加者も男性よりも多いことから、知識や新しい刺激を求めて、意欲的に学ぼうという人が女性に多いことがわかる。

- ・現職教員の参加者・・・・ 20代から40代の働き盛りの受講者が多いことから、現場に生かせる知識・技術を求めての参加といった意図がみられる。特に、特別支援教育は、特別支援学校教諭免許状取得や資質向上の目的を持った参加者が多く見られる。
- ・特別公開講座 (小・中・高校生を主たる対象とする講座)・・・・・ 小学生・中学生を対象と したスポーツと高校生を対象とした芸術に参加者の増加がみられ る。子どもを対象にしたものは、需要の強さが感じられる。
- ・参加地域・・・・・・・・ ほとんどが上越市近郊に偏っており、これは、公開講座の実施場所が大学であるため、周辺の市民しか参加できないという実態を示している。
- 別添資料11-3-④-6「平成19年度公開講座(一般)アンケート集計結果」,別添資料11-3 -④-7「平成20年度公開講座(一般)アンケート集計結果」より次のことがわかる。
 - ・一般市民には、『広報じょうえつ』が、現職教員には職場での案内が有効であること。
 - ・小学生は、技術の習得はもちろんであるが、他校との交流を求めて参加していること。
 - ・現職教員は、今悩んでいる課題に方向性を見いだしたいため、また、実際の指導に役立てるため 参加している。

これを生かし、平成17年度以降、中高齢者・女性・現職教員のニーズを想定した講座が継続している。 また、上越近郊に偏っていた受講者が、平成17年度以降に新潟市や他県の受講者の増加へ変化したの は、免許法認定公開講座の増加、遠方の者を引き寄せる程の魅力的な内容の講座が開設されたことや、 夏休み期間に集中講義形式で行ったため遠方の者の参加が可能となったことによる。

(2) 出前講座

出前講座後に受講者から講座の感想を送ってもらっており、講座の改善に役立てられている。また、 実施状況がそのまま評価につながるものと考えられ、現場のニーズに適している講座のみが申込みを 受け、実施される。このため改善のためのシステムが充分機能しているといえる。

[3] 図書館開放等

(観点・指標に係る状況)

附属図書館ホームページのトップページに「ご意見・ご要望はこちらまで」として連絡先(住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス)を記載している。

(分析結果とその根拠理由)

メールやあるいは直接来館して図書館カウンターに寄せられる意見・要望に対して、可能な限り対応 している。一例として、検索エンジンを使って自分の氏名で検索すると、氏名と修士論文の題目が結果 表示されるのは、不快である旨の意見があった。検討の結果、検索対象となった「修士・博士論文題目 一覧」を所属コース名と論題のみに修正した。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

[1] 正規課程学生以外の修学制度(科目等履修制度,聴講生制度等)

- ・正規課程学生以外の修学制度は多様な受入体制が整っている。
- ・科目等履修生及び(現職以外の)研究生は審査の上,原則として希望する者全員を受け入れている(別 添資料11-3-①-3「上越教育大学科目等履修生規則」から11-3-①-8「上越教育大学研究生 取扱細則(各種様式は省略)」,別添資料11-3-②-1「科目等履修生受入れ状況」,別添資料11-3 -②-2「研究生(現職教員以外)の受入れ状況」)。

[2] 公開講座, 資格関係の講座等

免許法認定公開講座、出前講座の希望が多いことが特記される。

[3] 図書館開放等

地域の一般市民に館外貸出を行い、年間延べ5千人以上の利用がある点は、優れているといえる。

(今後の検討課題)

[1] 正規課程学生以外の修学制度(科目等履修制度,聴講生制度等)

- ・私学研修員等の受入れに関しては、規定は整備されているが、利用実績がないので、今後 P R する必要がある。
- ・正規の学生と一緒に科目履修生に対しても授業評価のアンケートを行っているが、集計の段階では、正 規の学生と正規以外の学生を区別した集計がなされていない。今後、この点を検討する必要がある。
- ・現職教員及び現職教員以外の研究生は、最終的に、研究修了届けを提出することになっているが、サービス享受者の満足度調査を行っていない。研究生や科目履修生のニーズや不満、満足度を判断するアンケート及び改善のシステムがないので、今後、満足度やニーズのアンケート、及び、評価一改善のシステムの構築が急務である。

[2] 公開講座, 資格関係の講座等

公開講座については、充足率が50%と低いことの原因はいくつかあると思われるが、その中で次の3点について述べる。1つは20歳代、30歳代、40歳代の人たちが職業生活や家庭生活の多忙の中で、夜間並びに土曜日又は日曜日に大学まできてくれるテーマ、内容を見つけられるかということである。2つめは子どもたちが興味をもつスポーツ、芸術等のテーマ、内容を見つけられるかということである。3つめは現職教員の受講者の確保が難しいことである。受講者を確保するためには、上越市教育委員会を中心として、新潟県及び各市町村教育委員会との連携が必須となってくるであろう。

地域貢献の原点は、本学が何をやっているかということが基本であるが、それよりも増して、地域が何を求めているかということが一層重要になってくる。そのために、各講座を越えた企画の策定も今後必要となるであろう。また、既に学内の教員及び学生が、それぞれ個人的に他大学や他機関と連携して活動を行っている。それらの情報を集約し、大学として組織的に行っていくことも今度の課題としてあげられる。

毎年新しい事業が企画され実施継続されていく。事業の拡大は大学の特色ある活動として意味のあることで、長い視野でみると経営的にも生きるものと考える。地域連携推進事業は、今後益々社会の要請に基づき、その拡大する傾向は強まると思われるため、大学として学校教育実践研究センターの事業を含め組織の充実を図る必要がある。

[3] 図書館開放等

学外者へのサービス内容をより広く周知するための広報活動が必要である。

Ⅲ 基準11の自己評価の概要

本基準に関わる教育サービスとして、およそ次の事業を提供してきている。

- (1) 現職教員の内地留学生としての受入れ
- (2)各地域の教育委員会との連携事業
 - ・現職教員支援のための「学校コンサルテーション」推進事業
 - ・情報教育実践に関する指導力養成のための現職教員研修支援事業
 - ・障害児教育における指導・検査技術育成のための現職教員研修並びに教育相談事業
 - · 特別支援教育推進支援事業
- (3)他大学等との連携事業
- (4)正規課程学生以外の修学制度(科目等履修生,研究生等),
- (5)各種講座(公開講座,免許法認定公開講座,学校図書館司書教諭講習,出前講座)
- (6)図書館開放
- (7) 文化講演会,市民大学,地元テレビ局でのテレビ公開講座

これらの事業は多岐にわたっているが、多くの教育サービスが現職教員や教員志望者に関わるものとなっており、教育大学としての本学の社会的な使命や役割を意識したサービスの提供に努めている。また、各事業ごとのサービス享受者等の満足度から判断して、総じて活動の成果は上がっていると言える。今後、受講者側のニーズに応じた事業の展開や教員の養成と研修をめぐる環境の変化に応じた教育サービスの提供について、さらに検討していく必要がある。